

2014 年 11 月 10 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 354 号 ）

中国人民銀行、 人民元のクロスボーダー 集中管理を全国で解禁

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）は、2014 年 11 月 1 日付で『多国籍企業集団によるクロスボーダー人民元資金集中運營業務展開の関連事項に関する通達』（銀発[2014]324 号、以下『324 号通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）内にグループ企業を有する企業集団に認められているクロスボーダー人民元資金集中管理（クロスボーダー双方向人民元プーリング、經常項目の人民元集中決済）の取扱を全国で解禁しました。

□ 通達公布で実際の運用がスタート

多国籍企業によるクロスボーダーの人民元資金集中管理は、PBOC 上海本部が 2014 年 2 月 20 日付で『中国（上海）自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通達』（銀総部発[2014]22 号、以下『22 号通達』という）を公布し、上海自由貿易区内の企業を経由させる形の業務取扱を解禁しました。その後、PBOC が 2014 年 6 月 11 日付で『「国務院弁公庁による対外貿易の安定的な成長の支持に関する若干意見」の貫徹・具体化に関する指導意見』（銀発[2014]168 号）を公布し、その取扱を全国で認める方針を明らかにしました。その実務規定に当たる『324 号通達』の公布により、全国で実際の業務取扱がスタートすることになります。

『324 号通達』は、クロスボーダー人民元資金集中管理への参加に一定の条件を設けており、不動産会社や輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト掲載企業はメンバー企業となることができません（第 2 条、右囲み参照）ま

集中管理に参加できない国内企業

- ✓ 経営期間 3 年未満の企業（国外企業も同様）
- ✓ 地方政府融資プラットフォーム会社、不動産会社
- ✓ 輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト掲載企業

（『324 号通達』第 2 条）

た、集中管理のうち、クロスボーダー双方向人民元プーリングについては別途、高い参入ハードルを設

けており、業務を開始する多国籍企業は、①国内メンバー企業の前年度の営業収入合計額が 50 億元以上 であること、②国外メンバー企業の前年度の営業収入合計額が 10 億元以上 であること、の要件を満たしていなければなりません（第 4 条）。

□ プーリング：流入額に上限を設定

『324 号通達』は、クロスボーダー双方向人民元プーリングにおいて集中可能な資金を生産経営活動や実業投資活動から発生したキャッシュフローに限定しており、借入金等の融資性資金の集中を認めていません（第 8 条）。また、資金プールは原則として 1 つのみ設置でき、複数設置したい場合は設置理由等を説明した申請書を PBOC に提出する必要があります（第 11 条）。ただし、複数設置する場合もメンバー企業は各社それぞれ 1 つの資金プールを選択して参加しなければなりません。

【図表 1】クロスボーダー双方向人民元プーリングの取扱規定

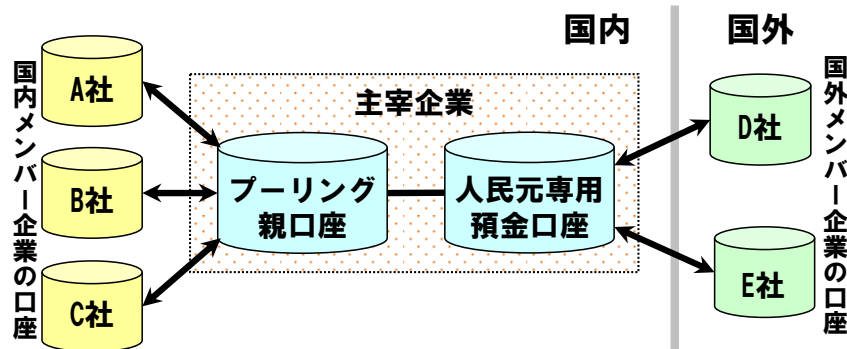
多国籍企業の条件	✓ 国内メンバー企業の前年度の営業収入合計額が 50 億元以上 ✓ 国外メンバー企業の前年度の営業収入合計額が 10 億元以上
主宰企業の条件	✓ 国内で実際に経営・投資を行なっている、独立法人資格を有する企業
決済銀行の条件	✓ 国際決済業務能力と豊富な経験を有する主宰企業所在地の銀行
決済銀行による PBOC への届出書類	✓ 決済銀行と主宰企業が締結したプーリング業務取扱協議書 ✓ 国内外のメンバー企業リスト（企業名称、登記地、持分構造等） ✓ 国内メンバー企業が提出する前年度の所有者権益と営業収入の報告表 ✓ 国外のメンバー企業が提出する前年度の営業収入の報告表 ✓ 主宰企業とメンバー企業が締結したプーリング業務協議書（または各当事者の権利義務を明確化し、かつ当事者すべてが同意したことを証明する書類）
制限事項	✓ 資金プールは原則として 1 つのみ設置可（複数設置の場合は PBOC に要申請） ✓ プーリング資金は生産経営・実業投資活動から発生したキャッシュフローに限定
クロスボーダー人民元資金の純流出入上限	純流入額上限＝プーリング計上所有者権益*×マクロブルーデンス政策係数 ✓ プーリング計上所有者権益＝Σ（国内メンバー企業の所有者権益×多国籍企業集団の持分比率） ✓ マクロブルーデンス政策係数の初期値は 0.1（PBOC が適宜調節） ✓ クロスボーダー人民元試行地域（前海深圳—香港現代サービス業合作区、蘇州工業園区等）内のメンバー企業がすでに国外から人民元を借り入れている場合、上限額からその借入額を差し引かなければならない ✓ 所有者権益が 20% 以上増加した場合は上限の引き上げを申請できる ✓ 所有者権益が 20% 以上減少した場合は上限を引き下げなければならない 純流出額は上限設定なし
人民元専用預金口座の取扱規定	✓ 主宰企業は決済銀行で人民元専用預金口座を開設し、プーリングを展開する ✓ プーリング資金の振替は必ずメンバー企業の人民元銀行決済口座に対して行う ✓ 有価証券、金融デリバティブ商品、非自社用不動産、理財商品への投資は禁止 ✓ プーリング非参加企業への委託貸付は禁止 ✓ 口座預金には普通預金金利を適用する

※所有者権益には資本金、未配当利益、資本積立金等が含まれます

（『324 号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

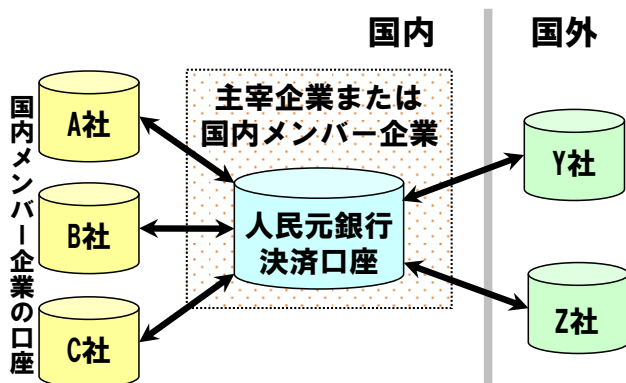
プーリングにおけるオフショア人民元の流入額には、上限が設定されています(第9条)。上限額の計算式は「プーリング計上所有者権益×マクロプーレンス政策係数」となっています。係数の初期値は「0.1」に設定されており、PBOCがマクロ管理等の必要に応じて値を適宜調整します。一方、流出額には当面、上限を設定しないとしています。

【図表2】人民元プーリングのスキーム例



(中国アドバイザー一部作成)

【図表3】人民元集中決済のスキーム例



(中国アドバイザー一部作成)

□ 集中決済：主宰企業以外による取扱も可

経常項目の人民元集中決済については、営業収入額等の特別な参入条件は付いていません。多国籍企業は、複数の銀行で集中決済に使用する人民元銀行決済口座を開設することができ、主宰企業以外のメンバー企業が口座を開設して集中決済を取り扱うこともできます(第13条)。また、決済方式は相殺差額決済(ネッティング)も可能となっています。

□ 上海自由貿易区企業は根拠規定を選択可

『324号通達』によれば、ファイナンス・カンパニーがクロスボーダー人民元資金集中管理の主宰企業となる場合、集中管理とその他の業務で勘定を分けて管理しなければなりません(第14条)。

また、上海自由貿易区内の企業が集中管理を取り扱う場合、『22号通達』に依拠するか『324号通達』に依拠するかを選択できるとしています(第20条)。ただし、選択後の変更は不可となっています。『22号通達』の規定は、融資性資

【図表4】『324号通達』と『22号通達』の規定内容比較

	『324号通達』	『22号通達』
プーリング当局手続	PBOCに届出	不要
プーリング取扱銀行	主宰企業所在地の銀行	上海市内の銀行
プーリング開始要件	グループ営業収入一定額以上	区内企業が存在
プーリング資金	融資性資金は集中不可	融資性資金は集中不可
プーリング流入上限	所有者権益×政策係数	なし
集中決済の口座数	複数開設可	1口座のみ開設可
集中決済の取扱主体	主宰企業、他のメンバー企業	区内企業

(関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

金をプーリングできない点は『324号通達』の規定と同様ですが、プーリング開始の営業収入要件や純

流入額の上限を設けていません。しかし、経常項目の人民元集中決済においては、『324号通達』の規定のように複数口座を開設したり、主宰企業以外のメンバー企業が口座を開設して取り扱うことはできません。

＊

『324号通達』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および10ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**中国人民銀行
銀発[2014]324号
多国籍企業集団によるクロスボーダー人民元資金集中運營業務展開の
関連事項に関する通達**

中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部・省都（首府）都市中心支行・副省級都市中心支行、国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：

『国務院弁公庁による対外貿易の安定的な成長の支持に関する若干意見』（国弁発[2014]19号）を貫徹して具体化するため、2014年6月11日、『中国人民銀行による「国務院弁公庁による対外貿易の安定的な成長の支持に関する若干意見」の貫徹・具体化に関する指導意見』（銀発[2014]168号）を印刷・配布し、多国籍企業集団が中国人民銀行の関連規定に基づきクロスボーダー人民元資金集中運營業務を展開できることを明確化した。『中華人民共和国中国人民銀行法』等の法律・法規に基づき、ここに多国籍企業集団によるクロスボーダー人民元資金集中運營業務展開の関連事項について以下のように通知する。

- 1、 多国籍企業集団は、本通達の関連要求に基づき、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務および經常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務を含むクロスボーダー人民元資金集中運營業務を展開することができる。
- 2、 本通達という多国籍企業集団とは、資本を連結紐帯とし、国内外の親会社、子会社、持分参加会社およびその他のメンバー企業が共同で構成する企業連合体を指す。親会社およびそれが51%以上を支配する子会社、親会社・51%以上を支配する子会社が単独もしくは共同で20%以上の持分を所有する会社、または持分が20%に満たないが最大株主の地位にある会社を含む。

本通達という国内メンバー企業とは、経営期間が3年以上で、かつ地方政府融資プラットフォーム、不動産業界に属さない、および輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに組み入れられていない多国籍企業集団のメンバー企業を指す。

本通達という国外メンバー企業とは、国外（香港、マカオおよび台湾地区を含む）で経営期間が3年以上の多国籍企業集団のメンバー企業を指す。

- 3、 本通達というクロスボーダー双方向人民元プーリング業務とは、多国籍企業集団が自社の経営および管理の必要に基づき、国内外の非金融メンバー企業の間で展開するクロスボーダー人民元資金の過不足調節および集中業務を指す。

本通達がいう経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務とは、多国籍企業集団が国内外メンバー企業の経常項目におけるクロスボーダーの人民元受取・支払代金に対して集中処理を行う業務を指す。

- 4、 多国籍企業集団が展開するクロスボーダー双方向人民元プーリング業務について、その集中に参加する国内外メンバー企業は以下の条件を満たしていなければならない。

- (1) 国内メンバー企業の前年度の営業収入合計金額が 50 億人民元を下回らないこと、
- (2) 国外メンバー企業の前年度の営業収入合計金額が 10 億人民元を下回らないこと。

- 5、 多国籍企業集団は、原則として国内にクロスボーダー双方向人民元プーリングを 1 つのみ設置することができる。多国籍企業集団は、中華人民共和国国内で法に基づき登録・成立して実際に経営もしくは投資し、独立法人資格を有するメンバー企業（ファイナンス・カンパニーを含む）を指定して、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開する主宰企業とすることができる。

- 6、 主宰企業は、その登録所在地で国際決済業務能力を有し、かつ経験豊富な銀行 1 行を選択してクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の決済銀行とし、それとクロスボーダー双方向人民元プーリング業務取扱協議を締結しなければならない。

- 7、 主宰企業は、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第 5 号発布）等の銀行決済口座管理規定に基づき人民元専用預金口座の開設を申請し、専らクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の取扱に用い、口座内の資金は単位預金利率に基づき執行し、有価証券、金融デリバティブ商品および非自社用不動産に投資してはならず、理財商品の購入および非メンバー企業への委託貸付の実行に用いてはならない。国内外のメンバー企業とこの口座とで発生する資金往来は、必ずその人民元銀行決済口座を通じて取り扱わなければならない。

- 8、 決済銀行による多国籍企業集団クロスボーダー双方向人民元プーリング決済業務の展開は、所在地の人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構に届け出し、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 決済銀行と主宰企業が締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務取扱協議。
- (2) 主宰企業によるクロスボーダー双方向人民元プーリング業務取扱の申請は、以下を含む。国内外のメンバー企業リスト（名称、登録地、持分構造、営業時間を含む）、国内メンバー企業が報告した前年度の所有者権益および営業収入の報告表、国外のメンバー企業が報告した前年度の営業収入の報告表、主宰企業とメンバー企業が締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議、もしくは多国籍企業が発行した各当事者の権利義務を明確化かつ各

当事者すべてが同意した証明資料。協議もしくは証明資料は、必ず集中させるキャッシュフローが生産経営活動および実業投資活動を出所とすることを保証しなければならない。

人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構は、決済銀行が完全な届出資料を提出した日から10営業日以内に届出手続を完成させ、合わせて届出通知書を発行しなければならない。同時に、プーリング計上所有者権益データを人民銀行総行に報告しなければならない。このうちプーリング計上所有者権益＝Σ（国内メンバー企業の所有者権益×多国籍企業集団の持分比率）とする。

- 9、 人民銀行は、多国籍企業集団によるクロスボーダー双方向人民元プーリング業務に対して上限管理を実行する。

クロスボーダー人民元資金の純流入額上限＝プーリング計上所有者権益×マクロプルーデンス政策係数。

マクロプルーデンス政策係数の初期値は0.1とし、人民銀行はマクロ経済の情勢および信用貸付コントロール等の必要に基づき動態的に調整を行う。決済銀行および主宰企業は、限度額コントロールを適切に遂行し、いかなる時点においても純流入残高が上限を超えないことを確保しなければならない。国内メンバー企業が前海、昆山、蘇州工業園區および天津生態城等の試行地域内にあり、かつ国外からすでに人民元資金を借り入れている場合、その借入額に基づき純流入額の上限に対して相応の差引を行う。クロスボーダー人民元資金の純流出額は当面、限度額を設定しない。

- 10、 プーリング計上所有者権益の増加が20%を超えた場合、主宰企業による申請を経て、決済銀行はそのためにクロスボーダー人民元資金の純流入額上限を増加させることができる。プーリング計上所有者権益の減少が20%を超えた場合、決済銀行は遅滞なく主宰企業のためにクロスボーダー人民元資金の純流入額上限を減少させなければならない。これ以前の純流入発生額が減少の上限を超えた部分について、1カ月以内に資金を払い出して新たな上限要求を満たさなければならない。プーリング計上所有者権益の増加（減少）が20%を超えた場合、決済銀行はクロスボーダー人民元資金の純流入額上限を増加もしくは減少させた後、人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構に届け出なければならない。人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構は、調整後のプーリング計上所有者権益データを人民銀行総行に報告しなければならない。
- 11、 多国籍企業集団は、業務発展の必要に基づき、確かに複数の資金プールを設置する必要がある場合、人民銀行総行に届け出なければならない。届出内容は設置予定の資金プールの数、主宰企業及び決済銀行ならびにその原因等を含む。人民銀行総行は、届出を受け取った後10営業日以内に、主宰企業および決済銀行所在地の人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構に通知し、関連主

率企業および決済銀行は当該通知の要求に基づき届出を行って業務を展開することができる。多国籍企業集団の同一国内メンバー企業は、1つの資金プールにのみ加入することができる。

- 12、 主宰企業および決済銀行に変更が発生した場合、変更前後の主宰企業、決済銀行は10営業日以内に所在地の人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構に変更状況を報告しなければならない、かつ変更後の主宰企業、決済銀行は本通達の関連規定に基づき届出資料を更新しなければならない。
- 13、 多国籍企業集団は、主宰企業もしくは別途選択したその他のメンバー企業を通じて、その登録所在地で複数の銀行を選択して人民元銀行決済口座を開設し、経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務を取り扱うことができ、相殺差額決済方式を採用し、企業集団の受取・支払総額相殺差額もしくはメンバー企業の受取・支払額個別相殺差額に基づき決済することができる。主宰企業もしくは多国籍企業集団が選択したその他のメンバー企業は、業務を展開する各当事者と集中受取・支払協議を締結し、各当事者が負う貿易の真実性等の責任を明確化しなければならない。
- 14、 ファイナンス・カンパニーが主宰企業となる場合、クロスボーダー人民元資金集中運營業務およびその他の業務（自身の資産負債業務を含む）を分離記帳管理しなければならない。ファイナンス・カンパニーが主宰企業となって開設した人民元銀行決済口座は、インターバンク預金利率に基づき利息を計算する。ファイナンス・カンパニーが従事するクロスボーダー人民元資金取引は、国務院銀行業監督管理機構の規定を遵守しなければならない。
- 15、 クロスボーダー人民元資金集中運營業務を取り扱う決済銀行は、業務オペレーション規程を制定し、合わせて人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構に届け出なければならない。
- 16、 決済銀行は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」および「審査の職責を尽くす」の原則に基づき、人民元資金集中運營業務の真実性およびコンプライアンス性の審査を適切に遂行し、アンチ・マネーロンダリングおよびアンチ・テロ融資の義務を着実に履行しなければならない。
- 17、 決済銀行は、遅滞なく正確に完全に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連口座情報、業務情報およびクロスボーダー収支情報を送付しなければならない。経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務の相殺差額収入もしくは差額支払は実際の差額に基づき報告し、「金額が大きい順に」の原則に基づき相応の項目に報告し、合わせて月ごとに集中受取・支払に係わる各企業の人民元クロスボーダー収支総額の統計データを人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構に報告しなければならない。

- 18、 人民銀行総行および分支機構は、本通達に基づき多国籍企業集団のクロスボーダー人民元資金集中運營業務に対して監督管理を実施する。
- 19、 人民銀行の分支機構は、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムを利用して、情報モニタリング分析を適切に遂行し、定期的に決済銀行のクロスボーダー人民元資金集中運營業務展開状況に対して法に基づきオフサイト検査監督を行い、合わせて実際の必要に基づき立入検査を行い、リスクを防止しなければならない。銀行もしくは企業が関連規定に違反していることを発見した場合、それに期限付きの是正を要求して関連規定に基づき処理を行わなければならない。
- 20、 中国（上海）自由貿易試験区内の企業が取り扱うクロスボーダー人民元資金集中運營業務は、自社で本通達もしくは『中国人民銀行上海本部による中国（上海）自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通達』（銀総部発[2014]22号）に基づき取り扱うことを決定し、合わせて人民銀行上海本部に届け出ることができる。取扱依拠は一旦、決定を経たら、変更してはならない。
- 21、 本通達は、印刷・配布の日から施行する。以前の規定が本通達と不一致である場合、本通達に基づき執行する。

人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構は、本通達を管轄内の人民銀行分支機構、都市商業銀行、外資銀行およびその他のクロスボーダー人民元業務を取り扱う金融機関に転送すること。

中国人民銀行
2014年11月1日

（中国語原文）

中国人民银行
银发[2014]324 号
关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行、副省级城市中心支行；国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》（国办发[2014]19 号），2014 年 6 月 11 日，印发了《中国人民银行关于贯彻落实〈国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见〉的指导意见》（银发[2014]168 号），明确跨国企业集团可以根据中国人民银行有关规定开展跨境人民币资金集中运营业务。根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律法规，现就跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜通知如下：

一、 跨国企业集团按照本通知有关要求可以开展跨境人民币资金集中运营业务，包括跨境双向人民币资金池业务和经常项下跨境人民币集中收付业务。

二、 本通知所称跨国企业集团是指以资本为联结纽带，由境内外母公司、子公司、参股公司及其他成员企业共同组成的企业联合体。包括母公司及其控股 51% 以上的子公司；母公司、控股 51% 以上的子公司单独或者共同持股 20% 以上的公司，或者持股不足 20% 但处于最大股东地位的公司。

本通知所称境内成员企业是指经营时间 3 年以上，且不属于地方政府融资平台、房地产行业，及未被列入出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单的跨国企业集团成员企业。

本通知所称境外成员企业是指在境外（含香港、澳门和台湾地区）经营时间 3 年以上的跨国企业集团成员企业。

三、 本通知所称跨境双向人民币资金池业务是指跨国企业集团根据自身经营和管理需要，在境内外非金融成员企业之间开展的跨境人民币资金余缺调剂和归集业务。

本通知所称经常项下跨境人民币集中收付业务是指跨国企业集团对境内外成员企业的经常项下跨境人民币收付款进行集中处理的业务。

四、 跨国企业集团开展跨境双向人民币资金池业务，其参加归集的境内外成员企业需满足以下条件：

（一） 境内成员企业上年度营业收入合计金额不低于 50 亿元人民币；

(二) 境外成员企业上年度营业收入合计金额不低于 10 亿元人民币。

- 五、 跨国企业集团原则上在境内只可设立一个跨境双向人民币资金池。跨国企业集团可以指定在中华人民共和国境内依法注册成立并实际经营或投资、具有独立法人资格的成员企业（含财务公司），作为开展跨境双向人民币资金池业务的主办企业。
- 六、 主办企业应在其注册所在地选择一家具备国际结算业务能力，且经验丰富的银行作为跨境双向人民币资金池业务结算银行，与其签订办理跨境双向人民币资金池业务协议。
- 七、 主办企业应按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第 5 号发布）等银行结算账户管理规定申请开立人民币专用存款账户，专门用于办理跨境双向人民币资金池业务，账户内资金按单位存款利率执行，不得投资有价证券、金融衍生品以及非自用房地产，不得用于购买理财产品和向非成员企业发放委托贷款。境内外成员企业与此账户发生资金往来必须通过其人民币银行结算账户办理。
- 八、 结算银行开展跨国企业集团跨境双向人民币资金池结算业务，应向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案，提交以下材料：

- (一) 结算银行与主办企业签订的办理跨境双向人民币资金池业务协议；
- (二) 主办企业办理跨境双向人民币资金池业务的申请，包括：境内外成员企业名单（含名称、注册地、股权结构、营业时间）；境内成员企业反映上年度所有者权益和营业收入的报表；境外成员企业反映上年度营业收入的报表；主办企业与成员企业签订的跨境双向人民币资金池业务协议，或跨国企业集团出具的明确各方权利义务且各方均同意的证明材料，协议或证明材料须保证归集的现金流来自于生产经营活动和实业投资活动。

人民银行副省级城市中心支行以上分支机构应在结算银行提交完整的备案材料之日起十个工作日内完成备案手续，并出具备案通知书，同时将资金池应计所有者权益数据报送人民银行总行，其中，资金池应计所有者权益 = $\sum$ （境内成员企业的所有者权益 × 跨国企业集团的持股比例）。

- 九、 人民银行对跨国企业集团跨境双向人民币资金池业务实行上限管理。

跨境人民币资金净流入额上限 = 资金池应计所有者权益 × 宏观审慎政策系数。

宏观审慎政策系数初始值为 0.1，人民银行根据宏观经济形势和信贷调控等的需要进行动态调整。结算银行和主办企业应做好额度控制，确保任一时点净流入余额不超过上限。对于境内成员企业在前海、昆山、苏州工业园区和天津生态城等试点区域内，且从境外已借入人民币资金的，根据

其借款额对净流入额上限作相应扣减。跨境人民币资金净流出额暂不设限。

- 十、** 资金池应计所有者权益增加超过 20% 的，经主办企业申请，结算银行可以为其调增跨境人民币资金净流入额上限。资金池应计所有者权益减少超过 20% 的，结算银行应及时为主办企业调减跨境人民币资金净流入额上限。对于此前净流入发生额超过调减后上限的部分，应在一个月内调出资金以满足新上限要求。对于资金池应计所有者权益增（减）超过 20% 的，结算银行应在调增或调减跨境人民币资金净流入额上限后向人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案。人民银行副省级城市中心支行以上分支机构应将调整后的资金池应计所有者权益数据报送人民银行总行。
- 十一、** 跨国企业集团因业务发展需要，确需设立多个资金池的，应向人民银行总行备案，备案内容包括拟设立资金池的个数、主办企业和结算银行及其原因等。人民银行总行在收到备案后的十个工作日内通知主办企业和结算银行所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构，有关主办企业和结算银行即可以按本通知要求办理备案和开展业务。跨国企业集团同一境内成员企业只能加入一个资金池。
- 十二、** 主办企业、结算银行发生变更的，变更前后的主办企业、结算银行应在十个工作日内向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构报告变更情况，且变更后的主办企业、结算银行应按本通知有关规定更新备案材料。
- 十三、** 跨国企业集团可通过主办企业或另行选择其他成员企业，在其注册所在地选择多家银行开立人民币银行结算账户，办理经常项下跨境人民币集中收付业务，可采用轧差净额结算方式，按照企业集团收付总额轧差或成员企业收付额逐个轧差结算。主办企业或跨国企业集团选择的其他成员企业应与开展业务的各方签订集中收付协议，明确各自承担贸易真实性等的责任。
- 十四、** 财务公司作为主办企业的，应将跨境人民币资金集中运营业务和其他业务（包括自身资产负债业务）分账管理。财务公司作为主办企业开立的人民币银行结算账户按同业存款利率计息。财务公司从事跨境人民币资金交易应遵守国务院银行业监督管理机构的规定。
- 十五、** 办理跨境人民币资金集中运营业务的结算银行，应制定业务操作规程，并向人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案。
- 十六、** 结算银行应按照“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”原则，做好人民币资金集中运营业务真实性和合规性审核，切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。
- 十七、** 结算银行应及时准确完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关账户信息、业务信息以及跨境收支信息。经常项下跨境人民币集中收付业务的轧差净额收入或净额支付按照实际净额报送，

根据“金额从大”则报送在相应项目下，并按月将集中收付所涉及各个企业的人民币跨境收支总额统计数据报送至人民银行副省级城市中心支行以上分支机构。

- 十八、** 人民银行总行及分支机构根据本通知对跨国企业集团跨境人民币资金集中运营业务实施监督管理。
- 十九、** 人民银行分支机构应利用人民币跨境收付信息管理系统，做好信息监测分析，定期对结算银行的跨境人民币资金集中运营业务开展情况依法进行非现场检查监督，并根据实际需要进行现场检查，防范风险。发现银行或企业违反有关规定的，应要求其限期整改并根据有关规定进行处理。
- 二十、** 中国（上海）自由贸易试验区内的企业办理跨境人民币资金集中运营业务，可自行决定依据本通知或《中国人民银行上海总部关于支持中国（上海）自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知》（银总部发[2014]22号）办理，并向人民银行上海总部备案。办理依据一经决定，不得变更。
- 二十一、** 本通知自印发之日起施行。以前规定与本通知不一致的，按本通知执行。

请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行分支机构，城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的金融机构。

中国人民银行
2014年11月1日